

第110期 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

開催日時 | 2020年6月23日（火曜日）
午前10時（開場午前9時）

開催場所 | 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリOTTホテル 地下1階
ゴテンヤマ ボールルーム ノース
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

■ 第110期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	33
■ 計算書類	36
■ 監査報告書	39

株式会社 寺岡製作所

証券コード：4987

証券コード 4987
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区広町一丁目4番22号
株式会社 寺岡製作所
代表取締役社長 辻 賢 一

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日(月曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日(火曜日) 午前10時 (開場午前9時)
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリOTTホテル
地下1階 ゴテンヤマ ボールルーム ノース
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
- 1 第110期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第110期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件**4. 招集にあたっての決定事項**

代理人による議決権行使

議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面（委任状等）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎開会時刻間際は受付の混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.teraokatape.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類と上記の連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」で構成されております。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.teraokatape.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を利益還元の基本方針といたしております。株主の皆様への利益配分に関する基本的な考え方としましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向など配当水準に影響を及ぼす各要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、投資のための資金確保にも配慮しつつ決定することとしております。

このような基本方針のもと、第110期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額126,663,370円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の決議は、取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、定款第24条を変更するものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、項数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 変更を要する条文のみ記載いたしました。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条～第23条 (条文省略)	第19条～第23条 (現行どおり)
第24条 (取締役会の決議の方法および議事録) 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (新設)	第24条 (取締役会の決議の方法および議事録) 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 <u>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないとき、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> <u>3. (現行どおり)</u>
2. 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、書面または電磁的記録をもってこれを議事録に記載または記録する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	
第25条～第43条 (条文省略)	第25条～第43条 (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。また、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することといたします。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、当社の企業理念・経営理念を深く理解し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に掌握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令および企業倫理の遵守に徹する姿勢・見識を有すること等を総合的に判断し、取締役会における決議に基づき、選定及び指名を行います。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任期間
1	再任 寺岡 敬之郎	代表取締役会長	32年
2	再任 辻 賢一	代表取締役社長	8年
3	再任 内藤 雅和	常務取締役	8年
4	再任 滑川 泰志	取締役	2年
5	再任 石崎 修久	取締役	2年
6	再任 久保 達哉	取締役	2年
7	新任 かみかわ たつや 上川 辰也 社外	—	—
8	再任 しら いし のり よし 白石 典義 社外 独立	社外取締役	5年
9	新任 はっ た けい こ 八田 圭子 社外 独立	—	—

候補者番号

1

再任

てらおか
寺岡

けい し ろう
敬之郎

〔1951年11月6日生〕



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 1 月 当社入社
1988年 6 月 取締役
1992年 3 月 取締役茨城工場長
1994年 6 月 専務取締役管理本部長
2000年 6 月 代表取締役社長
2018年 6 月 代表取締役会長（現任）
現在に至る

所 有 す る 当 社
の 株 式 の 数
786,695株

【取締役候補者とした理由】

寺岡敬之郎氏は、2000年の代表取締役就任以来、長年にわたる当社および国内外グループ会社における経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより、当社事業の成長と企業価値向上に向けたグループ経営の指揮を執ってまいりました。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って経営にあたるとともに、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

再任

つじ
辻

けんいち
賢一

〔1960年9月3日生〕



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社
2010年 4 月 同社繊維資材・ライフスタイル部長代行
2012年 5 月 当社へ出向
2012年 6 月 常務取締役
2015年 6 月 専務取締役
2017年 4 月 専務取締役 営業部門、研究開発部門、製造部門担当
2018年 4 月 当社へ転籍専務取締役 経営全般担当
2018年 6 月 代表取締役社長（現任）
現在に至る

所 有 す る 当 社
の 株 式 の 数
8,902株

【取締役候補者とした理由】

辻賢一氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な経験と実績を有しており、当社へ出向後は、抜本的な構造改革を推進するとともに経営基盤の強化に取り組んでおります。また、第二次中期経営計画の推進を指揮しているほか、当社を取り巻くグローバルな競争環境に知悉しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って経営にあたるとともに、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

再任

ないとう
内藤まさかず
雅和

〔1955年9月27日生〕



所有する当社
の株式の数
10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2009年 9 月 当社入社
2010年 4 月 経理部長
2011年10月 管理本部副本部長、経理部長
2012年 1 月 管理本部副本部長、経営企画室長、経理部長
2012年 6 月 取締役管理本部長、経営企画室長、経理部長
2013年12月 取締役管理本部長、PTI事業本部長、経営企画室長、経理部長
2015年 6 月 常務取締役（現任）、管理本部長、PTI事業本部長、経営企画室長
2017年 4 月 管理部門担当、経営企画室担当（現任）
2018年 4 月 経営全般担当（現任）、品質保証部担当（現任）
現在に至る

【取締役候補者とした理由】

内藤雅和氏は、当社グループの管理部門および海外生産子会社運営の責任者を務めるなど、経営企画、経営管理、コーポレートガバナンスおよび海外戦略に豊富な経験・実績・見識を有しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

再任

なめかわ
滑川たいじ
泰志

〔1959年10月20日生〕



所有する当社
の株式の数
8,649株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社
2009年11月 佐野工場長
2010年 6 月 執行役員佐野工場長
2014年 1 月 執行役員PT.Teraoka Seisakusho
Indonesia取締役社長
2015年 4 月 執行役員PTI事業本部副本部長
2016年 6 月 執行役員PT.Teraoka Seisakusho
Indonesia取締役社長
2018年 4 月 執行役員技術部門長
2018年 6 月 取締役（現任）、技術部門長（現任）
現在に至る

【取締役候補者とした理由】

滑川泰志氏は、長年にわたり粘着テープ関連の技術、生産の業務に携わっているほか、海外生産子会社運営の責任者を務めて生産体制の安定化に尽力するなど、現場に精通した豊富な経験・知識と深い専門能力を有しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って業務執行にあたりとともに、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

再任

いしざき
石崎

のぶひさ
修久

〔1956年1月4日生〕



所有する当社の株式の数
3,149株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行
2005年10月 当社入社
2006年4月 調査室長
2013年12月 管理本部副本部長、調査室長
2016年4月 管理本部副本部長、総務部長（現任）
2016年6月 執行役員管理本部副本部長
2017年4月 執行役員管理統括室長
2018年4月 執行役員管理本部長
2018年6月 取締役（現任）、管理本部長（現任）
現在に至る

【取締役候補者とした理由】

石崎修久氏は、当社グループの管理部門および内部監査の責任者を務めるなど経営管理、コーポレートガバナンスに豊富な経験・実績・見識を有しております。また、当社のコンプライアンス態勢の強化、実効的なコーポレートガバナンスの運営・構築に貢献しており、当社の重点課題でもある内部管理体制の強化に資するところが大きいと判断しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って業務執行にあたるとともに、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

再任

くぼ
久保

たつや
達哉

〔1961年11月7日生〕



所有する当社の株式の数
1,268株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 伊藤忠商事株式会社入社
2013年10月 広州寿藤汽车配件有限公司出向（董事・総経理）
2018年4月 当社出向営業本部長
2018年6月 取締役（現任）、営業本部長（現任）
2020年4月 当社へ転籍
現在に至る

【取締役候補者とした理由】

久保達哉氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な業務経験・実績、および中国での企業経営に携わるなどグローバルな事業経営に関する知見を有しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って業務執行にあたるとともに、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

7

新任

かみかわ
上川たつや
辰也

〔1969年9月18日生〕

社外



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社
 2020年 4 月 同社繊維資材・ライフスタイル部長（現任）
 現在に至る

所 有 す る 当 社
 の 株 式 の 数
 0 株

【社外取締役候補者とした理由】

上川辰也氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な経験と実績を有しており、当社の論理に捉われず、取締役会において経営改革推進の観点より積極的な提言・助言を頂戴することを期待できるとともに、同氏は、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、当社のコーポレートガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

再任

しらいし
白石のりよし
典義

〔1953年3月28日生〕

社外

独立



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年 4 月 立教大学社会学部教授
 2001年 4 月 同大学社会学部長
 2006年 4 月 同大学経営学部教授、経営学部長
 2010年 4 月 同大学統括副総長
 学校法人立教学院常務理事
 2015年 6 月 当社取締役（現任）
 2018年 8 月 学校法人立教学院理事長（現任）
 現在に至る

所 有 す る 当 社
 の 株 式 の 数
 0 株

【社外取締役候補者とした理由】

白石典義氏は、立教大学において経営学分野の研究に長年従事され、専門家としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、当社のコーポレートガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号
9

新任

はった
八田

けいこ
圭子

〔1959年9月13日生〕

社外

独立



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 日本航空株式会社入社
1991年 4月 ロンドン興銀（IBJ International Ltd）出向
2010年 5月 株式会社ジャルキャピタル執行役員、資金センター長
2010年12月 更生会社日本航空International
財務部資金調達・リースグループ長
2011年 4月 日本航空株式会社財務部保険・リースグループ長
2011年10月 同社退職
2013年 3月 有限会社八光代表取締役就任（現任）
2014年 4月 埼玉県立大学非常勤講師（現任）
2017年 9月 戸板女子短期大学非常勤講師（現任）
現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

八田圭子氏は、財務・会計に関しての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、同氏を取締役に選任することにより取締役会の構成員の多様性を確保し、取締役会の機能を高めることが期待できるとともに、同氏は、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、当社のコーポレートガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、新たに社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、持株会における持分を含んでおります。
3. 上川辰也氏、白石典義氏および八田圭子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 上川辰也氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
5. 白石典義氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
6. 社外取締役である白石典義氏の在任中に、当社製品の一部に関する不適切行為の事実が判明しました。白石典義氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
7. 当社は、白石典義氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が取締役役に再任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、当社は、八田圭子氏が取締役役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、社外取締役白石典義氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、上川辰也氏および八田圭子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役境晴繁氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、当社の企業理念・経営理念を深く理解し、取締役の職務の執行を適切に監督し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、取締役会における決議に基づき、選定及び指名を行います。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

再任	さいかい 境	はるしげ 晴繁	[1957年6月7日生]	社外	独立
----	------------------	-------------------	--------------	----	----



所有する当社の株式の数
2,809株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年 4 月 株式会社カナデン入社
2000年 4 月 同社電子第一事業部映像情報システム部長
2005年10月 同社電子事業部副事業部長、企画部長、映像情報システム部長
2008年 4 月 同社経営戦略室副室長、経営戦略部長
2009年 6 月 同社執行役員経営戦略室長、経営戦略部長
2011年 6 月 同社執行役員 S I 事業部長
2015年 4 月 同社執行役員監査部長
2017年 6 月 同社監査役（現任）
当社監査役（現任）
現在に至る

【社外監査役候補者とした理由】

境晴繁氏につきましては、株式会社カナデンにおいて監査業務に携わられており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の保有する当社株式の数は、持株会社における持分を含んでおります（1株未満切り捨て表示）。
3. 境晴繁氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、社外監査役境晴繁氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 境晴繁氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、境晴繁氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が監査役に再任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 社外監査役である境晴繁氏の在任中に、当社製品の一部に関する不適切行為の事実が判明しました。境晴繁氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日ごろから取締

役会および監査役会等において法令順守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止策を指示するなど、その職責を果たしております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

すが や まさゆき
菅谷 真之

〔1969年3月7日生〕

社外

独立



略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年4月 株式会社カナデン入社
2013年4月 同社経営戦略室経営企画部長
2016年6月 同社経営戦略室経営企画部長兼経理財務室経理部長
2018年4月 同社事業推進室事業企画部長
2018年7月 同社管理統括室経理財務部長（現任）
現在に至る

所 有 す る 当 社
の 株 式 の 数
0株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

菅谷真之氏は、株式会社カナデンにおいて経営企画業務に携わられており、社外監査役に就任された場合、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、引き続き社外監査役候補者としたしました。

- （注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菅谷真之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 菅谷真之氏の監査役選任が承認可決された後、監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は菅谷真之氏が監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第3四半期までは輸出や設備投資は健闘していたものの、個人消費に勢いがいない状況が続いておりましたが、昨年末から中国に端を発した新型コロナウイルス感染症の拡大が国内にも及び、大都市圏を中心とした外出自粛などによる経済活動の停滞が景気を急速に悪化させました。一方、世界経済においても、期初からの米中貿易摩擦の影響による景況感の停滞に加え、新型コロナウイルス感染症が全世界へ拡大し景気の悪化が一層深刻となりました。

このような経営環境のなか、当社グループは、業績面では、営業・研究・製造部門が連携を強化し、強みである機動性を発揮して東アジア市場への拡販に注力しましたが、米中貿易摩擦の長期化及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響が中国を始めとする各国の景気に悪影響を及ぼしており、電機・電子用テープを中心に売上は前年同期比で減少しました。

各部門の取り組みにつきましては、営業部門において、今後多様な市場への展開が期待できる車載電装部品関連、モバイル機器用の新製品の拡販に注力するとともに不採算製品の見直し及び統廃合により粗利益の改善に取り組みました。技術部門においては、新製品開発に注力するとともに効率的な在庫運用や品質安定化による生産性向上に努めました。管理部門においては、個々の成長を促し、組織全体の実行力を強化する新人事制度の導入を決定したほか、監査機能の強化を図るとともに、全社的なコンプライアンス研修の実施による、企業風土改革に引き続き取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、228億95百万円（前年同期比2.8%減）となりました。第3四半期までの米中貿易摩擦の長期化に加え、年明け以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響により電機・電子用テープの売上が対前年比で大きく落ち込み利益面でも厳しい状況ではあったものの、第4四半期よりの不採算製品の見直し効果の実現やきめ細かい営業管理活動に注力してきたこと、経費削減に取り組んできたことなどにより、営業利益は、1億3百万円（前年同期比90.9%減）、期初に比べ為替が円高になり為替差損を計上したことから、経常利益は47百万円（前年同期比96.5%減）、持合株式漸次解消方針に沿った施策を進め第2四半期に投資有価証券売却益を計上したことなどにより親会社株主に帰属する当期純利益は1億49百万円（前年同期比85.6%減）となりました。

当社グループの事業は、粘着テープの製造・販売の単一セグメントであります。製品部門別の売上高状況は以下のとおりです。

〔梱包・包装用テープ〕

通販を中心とするコンシューマー関連製品は好調であったものの、海外案件、建築、土木関連のテープ需要が低調であった事により、当製品部門の売上高は36億22百万円(前年同期比2.7%減)となりました。

〔電機・電子用テープ〕

車載電装部品関連テープは堅調であったものの、電子部品工程用テープ及び海外モバイル機器用テープが低調に推移したため、当製品部門の売上高は116億96百万円（前年同期比4.1%減）となりました。

〔産業用テープ〕

インフラ・建築関連で主力製品であるポリエチレンクロステープの台風対策用途などが伸長しましたが一部不採算製品からの撤退や、自動車用テープの販売が低調に推移したため、当製品部門の売上高は75億76百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

製品部門別連結売上高は、下表のようになります。

区 分	売上高 第109期 百万円	売上高 (当連結会計年度) 第110期 百万円	構 成 比 %	前年同期比 %
梱 包 ・ 包 装 用 テ ー プ	3,723	3,622	15.8	△2.7
電 機 ・ 電 子 用 テ ー プ	12,201	11,696	51.1	△4.1
産 業 用 テ ー プ	7,632	7,576	33.1	△0.7
合 計	23,558	22,895	100.0	△2.8

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は15億44百万円であり、主に各工場の合理化投資であります。この設備資金は、全額自己資本を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

＜経営課題＞

①安全衛生活動の浸透

労働安全が経営の最優先課題であることを明確にするとともに、労災の撲滅に全社をあげて取り組んでまいります。安全衛生委員会の全社的かつ積極的な活動を継続して行うことにより、安全衛生関係法令および社内規程を遵守し、安全衛生管理のレベル向上に継続的に取り組んでまいります。

②コンプライアンス態勢の強化

当社グループが良き企業市民としての社会的責任（CSR）を果たすとともに健全かつ誇りを持てる企業風土を醸成してまいります。これに加え、コンプライアンス（法令の遵守・企業倫理）態勢の強化を最も重要な経営課題の一つとしてとらえ、コンプライアンス委員会活動を通じた全社的かつ積極的な取り組みを行うほか、研修やeラーニングによる全社教育などを継続して行うことにより社員のコンプライアンス意識の底上げを行ってまいります。

③品質管理・保証体制の充実

原理原則に基づいた品質教育を徹底して実施するとともに、ヒューマンエラーを排した検査システムを導入することにより、品質管理要求水準が最も高い業界からの要請にも応じられる体制を構築します。更に検査システムと構築中の生産管理システムを厳格に運用して、当社グループの企業価値向上と株主共同の利益を実現できるよう取り組んでまいります。

④売上高営業利益率の継続的確保

当社グループ製品ユーザーとの活発なコミュニケーションによりそのニーズを深くかつ網羅的に把握すること、不採算製品の見直しを行うこと、重点セグメントに人材資源を集中的に投入して効率的および新たな営業活動を行うことなどにより売上高営業利益率の継続的確保と向上に取り組んでまいります。

⑤将来を展望した生産体制構築および新製品開発

最適な生産体制を構築するために「ものづくり」を根底から見直し、積極的な設備投資も行い、品質、生産性の向上を実現するとともに、生産、研究および営業部門間の有機的な協働を進め、環境問題に配慮しつつ、高い付加価値が見込めかつ収益率の高い新製品をタイムリーに上市するよう努めてまいります。

⑥人材育成の強化

当社グループは、激変する経営環境に左右されない企業競争力の源泉はヒトにあるとの認識の下、社員一人ひとりの能力を最大限活かすための人材マネジメント強化が、営業、製造、研究開発および管理の全ての部門に必須であると認識しております。変化に柔軟に対応すると共に、業務を遂行する上での新しい仕組みやビジネスモデルを創出し、改革を興すべく、会社と社員が共に成長することを可能とする体制を整備してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第107期 2017年3月期	第108期 2018年3月期	第109期 2019年3月期	第110期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高(百万円)	21,262	22,815	23,558	22,895
経常利益(百万円)	702	1,216	1,366	47
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	616	921	1,034	149
1株当たり当期純利益(円)	23.96	36.37	40.84	5.90
総資産(百万円)	34,639	35,575	35,854	35,139
純資産(百万円)	27,994	28,686	28,978	27,939
自己資本比率(%)	80.8	80.6	80.8	79.5

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第107期 2017年3月期	第108期 2018年3月期	第109期 2019年3月期	第110期 (当事業年度) 2020年3月期
売上高(百万円)	20,556	21,672	22,710	22,510
経常利益(百万円)	523	845	1,026	280
当期純利益(百万円)	501	727	750	399
1株当たり当期純利益(円)	19.52	28.72	29.63	15.78
総資産(百万円)	34,493	35,182	35,047	34,844
純資産(百万円)	27,892	28,493	28,461	27,927
自己資本比率(%)	80.9	81.0	81.2	80.1

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
神 栄 商 事 株 式 会 社	16 百 万 円	100.0%	粘着テープの販売
寺 岡 製 作 所 (香 港) 有 限 公 司	20,000 千香港ドル	100.0%	粘着テープの販売
寺 岡 (上 海) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	1,000 千米ドル	100.0% (70.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
寺 岡 (深 圳) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	1,000 千米ドル	100.0% (100.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	41,000 千米ドル	100.0% (6.1%)	粘着テープの 製造および販売

(注) 議決権比率の()内は間接所有割合で内数。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

梱包・包装用	布 粘 着 テ ー プ (オリーブテープ) クラフト粘着テープ (カートンテープ) ポリプロピレンフィルム粘着テープ (パックテープ) 等
電機・電子用	ポリエステルフィルム粘着テープ アセテートクロス粘着テープ コンビネーション粘着テープ カプトン®粘着テープ ノーマックス®粘着テープ ガラスクロス粘着テープ 導電性シールド粘着テープ エポキシ樹脂含浸テープ 熱伝導性両面テープ フィルム両面テープ 発泡体両面テープ等
産 業 用	ポリエチレンクロス粘着テープ (P-カットテープ) 養生布テープ 不織布両面テープ 標示用テープ 気密防水用テープ 表面保護シート等

(7) 主要な営業所および工場

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区
大 阪 支 店	大 阪 市 東 淀 川 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 北 区
茨 城 工 場	茨 城 県 北 茨 城 市
佐 野 工 場	栃 木 県 佐 野 市
函 南 工 場	静 岡 県 田 方 郡
ソ ウ ル 支 店	韓 国
台 北 駐 在 員 事 務 所	台 湾

② 子 会 社

名 称	所 在 地
神 栄 商 事 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
寺 岡 製 作 所 (香 港) 有 限 公 司	中 国 ・ 香 港
寺 岡 (上 海) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 上 海
寺 岡 (深 圳) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 深 圳
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	イ ン ド ネ シ ア

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減
730名	29名増

(注) 本表には臨時従業員 (46名) および嘱託 (18名) を含みません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
539名	30名増	41.7歳	16.7年

(注) 本表には臨時従業員 (8名) および嘱託 (18名) を含みません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,687,955株 (自己株式1,355,281株を含む)
- (3) 株 主 数 3,437名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,672.0	26.35
寺 岡 製 作 所 取 引 先 持 株 会	2,936.9	11.60
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,260.0	4.97
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	938.1	3.70
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	818.8	3.23
寺 岡 敬 之 郎	786.6	3.10
株 式 会 社 り そ な 銀 行	678.8	2.68
寺 岡 く に 子	526.0	2.07
寺 岡 製 作 所 従 業 員 持 株 会	409.2	1.61
ヤ ス ハ ラ ケ ミ カ ル 株 式 会 社	250.0	0.98

(注) 自己株式は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	寺 岡 敬之郎	
代表取締役社長	辻 賢 一	
常 務 取 締 役	内 藤 雅 和	経営全般、品質保証部、経営企画室担当
取 締 役	滑 川 泰 志	技術部門長
取 締 役	石 崎 修 久	管理本部長、総務部長
取 締 役	久 保 達 哉	営業本部長
取 締 役	和 田 賢 明	伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部長
取 締 役	白 石 典 義	学校法人立教学院理事長
常 勤 監 査 役	野見山 豊	株式会社カナデン社外監査役
監 査 役	渡 邊 順	
監 査 役	三 宅 正 樹	エム・ユー・トラスト総合管理株式会社取締役副社長
監 査 役	境 晴 繁	株式会社カナデン常勤監査役

- (注) 1. 取締役 和田賢明氏および白石典義氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三宅正樹氏および境晴繁氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 三宅正樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 白石典義氏および監査役 境晴繁氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
5. 当期中の取締役の異動
- (1)和田賢明氏は、2019年6月21日開催の第109期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
- (2)橋本徳也氏は、2019年6月21日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって、辞任により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役和田賢明氏および白石典義氏ならびに監査役渡邊順氏、三宅正樹氏および境晴繁氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	133百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	19百万円 (4百万円)
合 計	13名	153百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第109期定時株主総会において年額230百万円と決議いたしております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額29百万円と決議いたしております。
4. (取締役および監査役の報酬等の決定方針・手続)
取締役および監査役の報酬等の決定については、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営成績、外部環境・経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、また監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役和田賢明氏は伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部長を兼任しております。なお、伊藤忠商事株式会社は、当社の大株主であり、当社との間で資本・業務提携を行っております。
- ・取締役白石典義氏は、学校法人立教学院の理事長を兼任しております。なお、学校法人立教学院と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役三宅正樹氏は、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社の取締役副社長を兼任しております。なお、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役境晴繁氏は、株式会社カナデンの常勤監査役を兼任しております。なお、株式会社カナデンと当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外 取締役	和田賢明	2019年6月21日の就任後開催の取締役会に12回中11回（91％）出席しております。当社の大株主である伊藤忠商事株式会社の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外 取締役	白石典義	当事業年度開催の取締役会に17回中15回（88％）出席しております。経営の専門家としての経験と見識に基づき、公正かつ客観的な視点から助言・提言を行っております。
社外 監査役	三宅正樹	当事業年度開催の取締役会には17回中17回（100％）、また監査役会には6回中6回（100％）出席しております。金融業務に関する豊富な経験を基に、会計・財務的な見地から必要な提言を行っております。
社外 監査役	境 晴繁	当事業年度開催の取締役会には17回中17回（100％）、また監査役会には6回中6回（100％）出席しております。株式会社カナデンにおいて監査業務に携わっており、客観的かつ公平な視点から必要な提言を行っております。

（注）一昨年度、当社製品の一部に関する不適切行為の事実が判明しました。社外取締役および社外監査役の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払金額
当事業年度に係る報酬等の額	25百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社グループは、取締役ならびに全ての使用人が遵守すべき社内の最高規範として「寺岡製作所企業憲章」を定め、また同憲章の実効性を担保するための具体的な基準として「寺岡製作所役職員行動基準」を定めることにより、単に利益を追求するだけの組織としてではなく、当社グループをして、全てのステークホルダーと健全で公正な関係を維持し、企業の社会的責任も十分考慮したうえで、高度な企業倫理を醸成せしめるものとする。
 - (b) 取締役の職務の執行については、毎月開催される取締役会、あるいは必要に応じて随時開催される臨時取締役会において、各取締役が意見を具申し情報を共有化することにより、相互の監督機能、あるいは牽制機能を有効なものとさせる体制としているが、事案の性質に応じて、外部の専門家に法令および定款に適合しているか否か検証を委託する。
 - (c) 当社は、監査役会設置会社であり、当社および子会社の取締役等の職務の執行に関する不正の行為、または法令ないしは定款に違反する事実を発見した場合、直ちに当社の監査役会ならびに当社および子会社の取締役会等に報告され、是正を図るものとする。また、既定の内部公益通報保護規程その他コンプライアンス関連諸規程は、使用人に加え取締役に対してもその遵守を求めているものであり、これらの運用強化を着実に going forward することで監督・牽制機能の拡充を図っていくものである。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、以下に掲げる電磁的記録媒体を含む重要文書を、法令あるいは社内規程に従い、所定の期間適切に保存するとともに、閲覧可能な状態を維持するものとする。また、業務にかかる情報に関しては「情報管理規程」を定め遵守を励行していくほか、個人にかかる情報に関しては既定の「個人情報取扱規程」に基づき厳正な管理を行う体制を強化する。

 - (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 計算書類
 - (d) その他取締役会で決定する重要書類
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、こ

の規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。

- (b) 事業上のリスク（労働安全衛生、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害などに係るリスク等）を認識し、リスクカテゴリー毎の管理統括部署を定め、会社横断的にリスクの評価・管理等を行う。
- (c) 「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に則り、財務報告の適正性を確保する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、適法性ならびに合理性が十分に認められる業務分掌規程ならびに職務権限規程を設けることにより、また常時組織、体制の見直しを図ることにより、組織の意思決定を迅速に行い、且つ経営の効率化を図る。

これらの施策は、定例取締役会、臨時取締役会、経営会議等の会合において、その有効性・実効性を検証されるほか、監査役会、内部監査部門、あるいは会計監査人は、必要に応じて連携を密に取り、取締役の業務執行の効率性に対し勧告、指摘等を与えることとする。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務執行を管理する体制とし担当役員を置く。また、子会社の取締役に就く当社の役職員は、当該役員の指示により子会社の業務および子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (b) 当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (c) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査対象とする。監査結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社および子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- (d) 当社は子会社の業務内容の定期的な報告を受けるほか、重要案件についてはその内容について当社・子会社間で事前協議を行ったうえで、子会社の取締役会等にて協議・審議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。また監査役は当社ならびに子会社の取締役および使用人等から重要な業務等については定期的な報告をうけるものとする。
- (e) 当社および子会社において、法令および社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のコンプライアンス部門に報告する体制とする。

- ⑥ 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制
取締役および使用人等は、常勤監査役に対し次に掲げる事項を報告するものとする。
- (a) 適時開示が求められる重要事項
 - (b) 取締役会、経営会議に付議、または報告される事項
 - (c) 内部統制にかかる部門の活動状況
 - (d) 重要な会計方針、会計基準の導入およびその変更
 - (e) 内部公益通報保護制度の運用状況
 - (f) 内部監査部門の活動状況
 - (g) コンプライアンスに関する状況
 - (h) 上記以外に、監査役会がその業務を遂行するために必要と判断し、当社グループの取締役および使用人等に対して求めた事項
- 監査役会は、常勤監査役から報告された上記事項につきその適法性、合理性を検証し、取締役および使用人等に対し勧告を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役ないしは監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は直ちに当該使用人の人選を行い任命する。任命以降の異動、評価、昇降格など、当該使用人の人事権に係る事項に関しては、取締役の恣意を排除することを担保するために、監査役会の事前の承認を受けるものとする。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループ内に周知徹底する。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 常勤監査役は、出席する取締役会で報告される業務の執行状況を、監査役会で報告するものとする。
 - (b) 監査役が重要な社内会議に出席し、経営上の情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、経営上重要な事項は速やかに監査役に報告する。
 - (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役および使用人等、ならびに子会社の取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。

- (d) 監査役に報告を行った当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (e) 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役ないしは監査役会に報告するものとする。
- (f) 当社および子会社の代表取締役は、監査役会が定めた監査計画の提示を受け、各部門、グループ各社の監査の実効性を維持できる体制の構築に努めるものとする。
- (g) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行に伴い生ずる費用等の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、当該監査役の職務に必要なでないことが証明された場合を除き監査役の請求等に従い円滑に行う体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「寺岡製作所企業憲章」および「寺岡製作所役職員行動基準」を定め、当社グループの取締役ならびに全ての使用人に周知し、法令はもとより全ての社会規範を遵守できるよう徹底している。さらにコンプライアンス知識向上のため必要な部署において、法務にかかる研修等を実施している。

また、内部公益通報保護制度を整備・周知し、通報があった場合には、通報者の保護に十分配慮した上で、管理本部長が調査し、報告を受けた取締役会がその対応を検討し、是正措置を執る体制を整えている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会規則」、「情報管理規程」および「個人情報取扱規程」等に基づき、取締役会の議事録・会議書類、個人情報ならびに機密情報等の適切な保存および管理を行うとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧できる状態を維持している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に定めた当社のリスクカテゴリー毎の管理統括部署が当社グループ全体のリスクの評価・管理を行っている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規則」等に基づき、第110期においては、取締役会が17回（内、定例12回、臨時5回）開催された。また、業績や経営目標の進捗管理については、業務報告やシステム等を通じ、迅速かつタイムリーに報告されている。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
子会社の業務執行状況については、定例取締役会の必須報告事項とされており、定期的に当社の取締役会において監視を行っている。
- ⑥ 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制
常勤監査役は、定例取締役会、臨時取締役会等の会合に出席し、必要な報告を受けているほか、監査役監査時やその他、常勤監査役が必要と判断した場合に、常勤監査役の求めに応じて、当社グループの取締役および使用人等は当該事項を報告している。
監査役会は、常勤監査役から常に上記事項の報告を受けている。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
該当事項はありません。
- ⑧ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
該当事項はありません。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会およびその他の重要な社内会議に出席するとともに、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ⑩ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続実施を利益還元の基本方針の一つに据えております。

配当に関しましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向などの配当額に影響を及ぼす要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、再投資のための資金確保にも配慮しつつ、一定程度の柔軟性を確保する考え

方をベースとしております。一方で、安定配当を実施することで株主の皆様へ報いるという観点からは、配当総額、あるいは当期純利益変動幅の急増減による配当額の増減を一定の範囲内に収束させることを念頭においた株主資本配当率の考え方を、前述のベースと併せて取り入れることとしております。当社はこれらの考え方に基づき、過去から安定配当の継続に努めてまいりました。

この配当に関する基本的な考え方に従い、当期の期末配当金につきましては1株あたり5円とし、先に実施いたしました1株あたり5円の間配当金とあわせ、当期の年間配当金は10円とさせていただく方針であります。

また、次期の年間配当金につきましては、次期の連結業績予想が新型コロナウイルスの感染拡大の影響について現時点では合理的な算定が困難であるため、未定といたします。今後、連結業績予想の算定が可能となった時点で速やかに開示いたします。

(4) 政策保有株式の保有方針および議決権行使基準

① 政策保有株式に関する保有方針

当社における株式の政策保有については、原則として販売先、あるいは購買先などとの長期的な関係強化策の一環として、当社の長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものであるべきとの方針に基づき、個別銘柄の保有については取締役会において適切に決定しております。

一方で、将来に向けた再投資のための資金確保や、株価変動の影響を受けにくい強固な財務基盤の構築、ないしは資本効率性の向上の観点からも、株式発行企業の成長性、収益性等から政策保有にかかる経済合理性を検証しつつ、取引関係強化などの中長期的な視点も踏まえた上で保有の妥当性が認められない場合には、保有株式を計画的に削減する方針としております。

② 議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の企業価値向上に資すると判断する議案であればこれに賛成する一方で、当社の企業価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じることを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類
連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,845	流 動 負 債	6,120
現 金 お よ び 預 金	9,807	支払手形および買掛金	1,298
受取手形および売掛金	5,707	電 子 記 録 債 務	2,583
電 子 記 録 債 権	1,034	リ ー ス 債 務	19
商 品 お よ び 製 品	1,812	未 払 法 人 税 等	53
仕 掛 品	1,120	未 払 費 用	507
原材料および貯蔵品	912	そ の 他	1,658
そ の 他	457	固 定 負 債	1,080
貸 倒 引 当 金	△7	リ ー ス 債 務	210
固 定 資 産	14,294	繰 延 税 金 負 債	37
有 形 固 定 資 産	11,322	環 境 対 策 引 当 金	315
建 物 お よ び 構 築 物	3,365	退 職 給 付 に 係 る 負 債	104
機 械 装 置 お よ び 運 搬 具	2,444	資 産 除 去 債 務	304
土 地	4,033	長 期 未 払 金	56
リ ー ス 資 産	211	そ の 他	51
建 設 仮 勘 定	892	負 債 合 計	7,200
そ の 他	375	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	111	株 主 資 本	27,174
投 資 そ の 他 の 資 産	2,860	資 本 金	5,057
投 資 有 価 証 券	2,600	資 本 剰 余 金	4,643
繰 延 税 金 資 産	96	利 益 剰 余 金	17,935
そ の 他	166	自 己 株 式	△462
貸 倒 引 当 金	△2	その他の包括利益累計額	764
		その他有価証券評価差額金	763
		為 替 換 算 調 整 勘 定	137
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△136
		純 資 産 合 計	27,939
資 産 合 計	35,139	負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,139

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		22,895
売上原価		17,411
売上総利益		5,483
販売費および一般管理費		5,379
営業利益		103
営業外収益		
受取利息および配当金	106	
その他の	53	160
営業外費用		
為替差損	135	
支払手数料	53	
固定資産除却損	4	
その他の	23	216
経常利益		47
特別利益		
投資有価証券売却益	247	
固定資産売却益	22	269
税金等調整前当期純利益		317
法人税、住民税および事業税	161	
法人税等調整額	6	168
当期純利益		149
親会社株主に帰属する当期純利益		149

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,057	4,643	18,039	△462	27,278
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△253		△253
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			149		149
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△103	△0	△103
当 期 末 残 高	5,057	4,643	17,935	△462	27,174

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,445	263	△8	1,700	28,978
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△253
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					149
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△681	△126	△128	△935	△935
当 期 変 動 額 合 計	△681	△126	△128	△935	△1,039
当 期 末 残 高	763	137	△136	764	27,939

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,579	流 動 負 債	6,009
現金および預金	7,505	支払手形	159
受取手形	1,802	電子記録債権	2,583
電子記録債権	1,034	買掛金	1,096
売掛金	4,006	リース債権	19
商品および製品	1,189	未払金	714
仕掛品	994	未払費用	480
原材料および貯蔵品	679	未払法人税等	53
その他の	373	その他の	903
貸倒引当金	△6	固 定 負 債	907
固 定 資 産	17,264	リース債権	210
有 形 固 定 資 産	7,258	環境対策引当金	315
建物	1,429	資産除去債権	304
構築物	103	長期未払金	56
機械および装置	713	その他の	20
車両運搬具	11	負 債 合 計	6,917
工具器具備品	334	(純資産の部)	
土地	3,626	株 主 資 本	27,163
リース資産	211	資本金	5,057
建設仮勘定	827	資本剰余金	4,641
無 形 固 定 資 産	79	資本準備金	4,641
ソフトウェア	79	利 益 剰 余 金	17,926
投資その他の資産	9,927	利益準備金	635
投資有価証券	2,600	その他利益剰余金	17,291
関係会社株式	4,249	固定資産圧縮積立金	13
関係会社出資金	33	別途積立金	11,170
関係会社長期貸付金	2,720	繰越利益剰余金	6,107
繰延税金資産	28	自 己 株 式	△462
その他の	294	評価・換算差額等	763
資 産 合 計	34,844	その他有価証券評価差額金	763
		純 資 産 合 計	27,927
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,844

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,510
売 上 原 価		17,637
売 上 総 利 益		4,873
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		4,691
営 業 利 益		181
営 業 外 収 益		285
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	228	
そ の 他	57	
営 業 外 費 用		186
為 替 差 損	109	
支 払 手 数 料	53	
固 定 資 産 除 却 損	4	
そ の 他	19	
経 常 利 益		280
特 別 利 益		269
投 資 有 価 証 券 売 却 益	247	
固 定 資 産 売 却 益	22	
税 引 前 当 期 純 利 益		550
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	139	
法 人 税 等 調 整 額	11	150
当 期 純 利 益		399

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	5,057	4,641	4,641				
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
固定資産圧縮積立金の取崩							
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－				
当 期 末 残 高	5,057	4,641	4,641				
	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計			
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	635	16	11,170	5,957	17,780	△462	27,016
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△253	△253		△253
固定資産圧縮積立金の取崩		△3		3	－		－
当 期 純 利 益				399	399		399
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	△3	－	149	146	△0	146
当 期 末 残 高	635	13	11,170	6,107	17,926	△462	27,163
	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計		
	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計				
当 期 首 残 高	1,445		1,445		28,461		
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△253		
固定資産圧縮積立金の取崩					－		
当 期 純 利 益					399		
自 己 株 式 の 取 得					△0		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△681		△681		△681		
当 期 変 動 額 合 計	△681		△681		△534		
当 期 末 残 高	763		763		27,927		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社 寺 岡 製 作 所
取 締 役 会 御 中

井 上 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	平 松 正 己 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	林 映 男 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	塚 本 義 治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社 寺 岡 製 作 所
取 締 役 会 御 中

井 上 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	平 松 正 己 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	林 映 男 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	塚 本 義 治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社 寺岡製作所	監査役会	
常勤監査役	野見山	豊 ㊟
社内監査役	渡邊	順 ㊟
社外監査役	三宅正樹	㊟
社外監査役	境晴繁	㊟
		以 上

[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

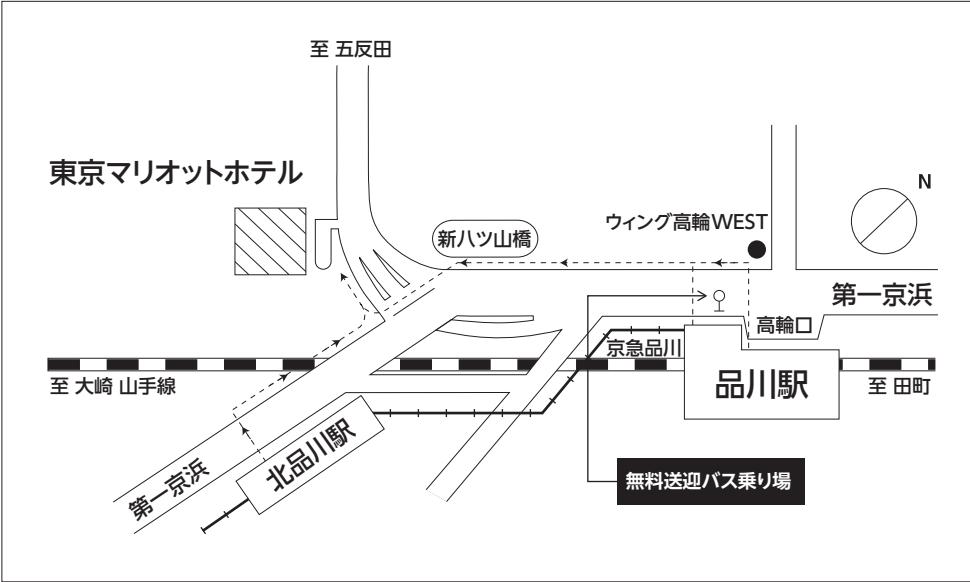
第110期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区北品川四丁目7番36号

東京マリオットホテル

地下1階 **ゴテンヤマ ボールルーム ノース**

TEL (03) 5488-3911



◎交通のご案内

J R 「品川駅」 高輪口より五反田方面へ徒歩10分
京急電鉄「北品川駅」 五反田方面へ徒歩3分

◎無料送迎バスのご案内

J R 品川駅高輪口を出て左、ウイング高輪EAST前の都営バス⑥番乗り場からご利用ください。所要時間約5分

	品川駅発 御殿山トラストシティ行										
8時	00	08	15	20	25	30	35	40	45	50	55
9時	00	06	12	18	24	30	37	44	52		

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。